

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和元年6月10日（月）午前10時～午前10時38分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 榊谷規子 委員 谷平敬子
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 関戸郁文

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、市民窓口課長 近藤玲子、同窓口グループ主幹 兼松英知、同保険医療グループ統括主査 丹羽真伸、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、同統括主査 小野誠、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第44号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第45号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第46号	岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第47号	岩倉市印鑑条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第12号	保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第14号	すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案4件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので許可します。

◎市民部長（中村定秋君） 皆さん、おはようございます。

本委員会には、議案としては4件の審査をお願いするということになっておりますが、全て市民部の関係の内容ということでございます。市民生活に密着した内容も多く含まれております。中でも市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の改正に伴うものということでありますので、報道等でもいろいろと報じられておりますが、なかなかわかりにくい部分もあるのではないかと考えております。

本委員会には実務を担当する職員も出席させていただいておりますので、この委員会での質疑を通して皆様の御理解が深まりますよう、できるだけわかりやすい答弁に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第44号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） それでは、幾つか質疑をさせていただきたいと思えます。

まず質疑するに当たってお聞きいたしたい点というのは、今も市民部長から御挨拶の中にありましたように、市税条例というのは大変難解なものであります。したがって、その改正につきましても、地方税法等の上位法令に厳格に適合する、整合性を持つということが強く求められる、そういった条例であるだろうと思うわけです。

したがって、この市税条例等の改正に当たりましては、恐らく国、あるいは県のほうから準則が示されているだろうと思いますが、そうしたもの

を参考にして改正をされていると、そのように理解してよろしいかどうか、最初にお聞きいたします。

◎税務課長（古田佳代子君） 市税条例等に関しては、準則とか、条例例というのが示されておりますので、そちらを参考にして改正のほうをさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） それでは、次から3点ほど少し細かくお聞きいたします。

条例改正案というよりも、それに関連してのことをございまして、説明資料を事前にはいただいているものでございます。その説明資料で少しお聞きをさせていただきます。

説明資料の7ページのところにはなりますが、2の軽自動車税関係と。それで(1)にグリーン化特例の見直しといったところの説明資料がございます。この表中の車の種別のガソリン車等という字句がございますが、この場合の「等」というのは、どのような種別のものを指すのかどうか、おわかりでしたらお聞きをいたします。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） こちらの表中にございます「等」というのは、ガソリン車と、もう一つはガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、いわゆるハイブリッド車のことを指しています。

◎委員（黒川 武君） ガソリン車のほかにハイブリッド軽自動車というのが「等」に入るということでございます。

同じ表の中の一冊右側、適用対象の限定の中で、このガソリン車等というところで、軽減なしといったふうな表現がされておりますが、これは実際、適用対象から外すという意味合いならば、軽減なしという字句ではなくて廃止というふうではないだろうかなあとと思いますが、そのところの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） こちらの軽減なしという表記につきましては、廃止、あるいは適用対象外と表記することも正しいかと思いますが、受けとめ方の違いもあるかもしれませんけれども、軽減なしと表記することで、できる限りわかりやすい表現に努めた結果でございます。

◎委員（黒川 武君） 軽減なしという表現の仕方だと、その先将来においてまた軽減が復活する、そういった意味合いにもとれるわけなんですよ。だから、そういう意味合いで、今後軽減税率は適用しないということだったら、その制度としては、僕は廃止のほうがよりの確な表現ではないだろうかなと思うんですが、再度その点をお聞かせください。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） こちらの表現につきましては、国のほう

から見直しの際に案として示されている改正前と改正後の表がございまして、そちらの表記も軽減なしというような表記になっておりますので、そちらに合わせております。

◎委員（黒川 武君） あと最後の質疑でございます。

その下の(2)の環境性能割の臨時的軽減のところで1つお聞かせをいただきたいと思います。

これもその表についてであります。表の中の対象車の区分に電気自動車等、燃料電池車等、ガソリン車等と「等」が続いておりますが、それぞれの「等」の意味するものの説明をお願いいたします。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） 環境性能割の表の対象車及び燃費要件の1つ目の区分にございます「等」についてですが、軽自動車では、電気自動車、それから燃料電池車、ガソリン車のこのほかには、天然ガス自動車とハイブリッド車が対象になっています。

こちらは説明資料の作成に当たりましては、普通自動車の対象車、プラグインハイブリッド車やクリーンディーゼル車などもございまして、そちらのほうも区別せずに表記してしまったため、「等」の表記が多くなってしまい、適切ではございませんでした。以上です。

◎委員（黒川 武君） 今の答弁につきまして、じゃあ例えば電気自動車等といった場合の「等」というのは、これは天然ガス軽自動車を指すわけですね。そうすると、燃料電池車のこの「等」も、天然ガス軽自動車を指すわけでしょうか。それだったならば二重の表現の仕方になるのではないかなと思いますが、これはあくまでも説明資料に限ってお聞きしていることですので。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） まず電気自動車等の「等」には、天然ガス自動車が含まれておりまして、ガソリン車等の「等」にハイブリッド車が含まれておりますので、この燃料電池車等の後の「等」が必要ございませんでした。

◎委員（黒川 武君） 不要だということですか。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） はい、そうです。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 軽自動車税の関係でお聞きしたいと思います。

今回、環境性能割の導入を契機に見直しということなんですが、今年度の一部改正に直接関係ないかもしれないんですが、この軽自動車税関連について

て、市民の方からお怒りに近い疑問の声が届いたので、関連してお聞きしたいと思うんですが、済みません。

といいますのは、軽自動車税のこれまでの7,200円がずうっとかかっていた方が、今回値上がってしまったと。古い軽自動車だからということで、何年か前に変わった法律で1万2,900円に上がった方なんですけど、この市税条例は、ここのところずうっと環境性能割や環境に優しいというところで減税、軽減などをされてきているわけなんですけど、幾ら環境に優しいから買い換えたいと思っても、年金が低い方は買い換えられない現状があります。古い軽自動車にいつまでも乗っていると自動車税が値上がってしまうという仕組みに非常に疑問を持たれているということでのお問い合わせだったんですが、ちょっと改めて軽自動車税の税率が変わってきた経過、今回の環境性能割の導入とは直接関係ないわけなんですけど、そこら辺をちょっと教えていただけないでしょうか。

〔「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎税務課長（古田佳代子君） 済みません。軽自動車税の今度改正によって種別割となる部分、今軽自動車税と言われている部分ですが、平成28年度から税率のほうが変わっております。これまでは7,200円だったんですが、現在の税率は1万800円ということになっております。

その経過ですね。言われるように環境性能にすぐれた車については、グリーン化特例ということで、購入の翌年度のみ燃費性能に応じて割引がかかるようになっております。反対に古い車、13年たった車については、税率のほうで1万2,900円ということになっております。

なので、新しい車を買われた方は1万800円の自動車税。ただし、燃費性能がすぐれている場合は割引が翌年度のみかかる。それで、古い車にずうっと乗り続けていらっしゃる方は13年たつまでは7,200円で、古い車に乗っている方も、新しい車に買い換えられた方も、やはり13年たてば同様に1万2,900円の重い税率がかかるということになっております。

◎副委員長（梶谷規子君） やはりグリーン化特例、環境性能割の導入ということで、環境には優しいからということでの税金が軽減されるという、その方向はわかるんですが、やはりなかなか買い換えられないという人たちにとっての税金が高くなる。固定資産税だったらだんだん低くなりますよね、資産価値が下がるわけだから。そういう一方矛盾があるなと思いながら、13

年経過した場合はこういうふうになりますよというような説明は、値上がった税のお知らせのときに値上がった理由というか、そういうのは入ってないですか。何か入れてもらおうと親切かなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎税務課統括主査（佐野亜矢君） 軽自動車の納税額につきましては、毎年5月号の広報で税率についての説明をさせていただいております。

◎副委員長（榎谷規子君） ちゃんとその広報を読んでということでないといけないということで、できたら値上がった車についてのお知らせがあったらいいかなと思うんですが、検討をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

個人住民税の非課税措置について、本会議でもお伺いしたわけなんですけど、子どもの貧困に対応するためということでの単身児童扶養者も児童扶養手当の支給を受けている児童の父母、現に婚姻をしていない者も措置してもらえるとということで、やはりこれは子どもの貧困に対応するためということではなく、婚姻歴による差別化が残る税制の措置そのものがおかしいんじゃないかと私は思っているところなんですけど、婚姻歴による差別が残る税制上の措置が、この個人住民税の措置以外にはほかにはどんなものがまだ残っているか、わかったら教えていただきたいんですが、いかがですか。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎税務課長（古田佳代子君） 市税条例の中で定めるものではないんですが、寡婦控除というものが、もともと婚姻歴のない方には適用されないということになっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第44号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第44号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第45号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。
議員間討議を省略し、次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。
議案第45号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第45号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について」を
議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎副委員長（桒谷規子君） 賦課限度額を改めるということで医療分の基礎
課税額が今回3万円上がったわけですが、このところずうっと国民健康保
険税条例の一部改正の中で賦課限度額が引き上がっているという状況ですが、
今後累進課税に基づくというか、やはり所得の多い方がたくさん払っていた
だくような状況にということで、今後も賦課限度額の引き上げということは
されていくような状況でしょうか、お聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 賦課限度額につきましては、負担能
力に応じた公平なものであるというところでございます。被保険者の納
付意欲に与える影響等から一定の限度額が設けられているものです。

一方、高所得層により多く負担してもらうことで、中低所得層に配慮した

保険税の改正が可能になります。国については、限度額を超えている世帯の割合を被用者保険の基準である1.5％に近づけていくという方針を示しておりますので、今後も改正がされていくものと思われます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに。

◎副委員長（梶谷規子君） 本会議の中で5割・2割軽減の世帯拡大の範囲、影響額などを既に答弁いただいたところなんですが、この国保税の仕組みというのが、やはりまだまだ高い国保税ということで市民の皆さんからも声が上がっているところで、均等割をなくしていく方向、均等割の特に子どもがオギャーと生まれたら、もうその子には1人分の均等割がかかっていくという、ほかの健康保険にないこの仕組みを改めていく方向にというふうな動きがあると思うんですが、岩倉では均等割の、特に子どもについての減免などの動き、今後の方向はどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 3月議会の一般質問で木村議員から同様の御質問をいただき、お答えさせていただいているところではございますが、平成30年度から広域化をされ、県単位となりました。国の方針として、将来的には保険税水準の統一を目指すと言われております。そのような状況から、子どもの均等割の軽減について、本市が独自で実施していくということは考えておりません。

◎副委員長（梶谷規子君） 今のところ独自では考えてないということなんですが、全国知事会からの1兆円の公費負担で国保税の引き下げをとるところなども動いている状況などは、どのように把握されているんでしょうか、お聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国のほうに対して、全国知事会からも要望がされたということがございますが、それ以降の動きは特にございません。ただ、子どもに対する均等割の部分については、要望は続けていくものであるというふうになっておりますので、また今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第46号「岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について」、賛成の

委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第46号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」を議題とします。

当局から補足説明の申し出がありましたので、許可します。

◎総務部長（山田日出雄君） さきの本会議で、本議案の議案質疑において木村議員から性別表記の見直しの状況についてお尋ねをいただき、私から答弁をさせていただきました。その内容について、ここで補足説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

見直しの進捗状況についてということで、例規や要綱等を対象に見直しの状況を調査し、取りまとめ中で、順次対応していくといった旨のお答えをさせていただきました。

まず性別表記など例規だけでも、条例がこの印鑑条例の1件、そして規則が26件、規定が3件ございます。そのほか要綱・要領や、あるいは行事の参加申込書、アンケートの様式等、100以上のものに性別表記があるという状況になっております。それら全体については、現在取りまとめ中ということでございますけれども、中には法令等に規定があるもの、あるいは例えば災害時要配慮者支援マニュアルのように、災害時における配慮のために性別表記が必要なものがあつたりとか、あるいは一方で、改めて検討しますと特に必要でないもの、慣例的に記載があつたものなどがございます。そうしたもののについて、個々の事案ごとに改正の要・不要は判断していくことになると考えております。

先ほども申しましたけれども、要綱等までを含めますとかなりの数になりますし、例規では、例えば近くほかの理由で改正予定があるということであれば、それとあわせて見直しをしていくといったことも考えられますので、現在対応の取りまとめをしながら、また一方でできるものから改正を行っているといった状況でございます。

ちなみに例規においては、消防の関係で救急業務規定と火災調査規定の様式中の性別表記については削除する改正を済ませており、こうしたものもあるといったところを御報告させていただきます。

以上であります。よろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 済みません。登録印鑑条例についてですけれども、旧と新のことを対象比較しますと、住民基本台帳に記載されている氏名、旧氏も印鑑として認められるというようなふうだと思うんですけれども、その手続などを教えていただきたいと思いますけれども、いいですか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 旧氏の記録を希望する人は、住所地の市町村に記載の請求をすることになります。請求者は記録を求める旧氏がその人の旧氏であることを証明するために、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本から現在までの戸籍を持参して申請をすることになっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 新たに登録できる印鑑に旧氏を加えると、そういった改正内容ではございます。

そうすると、現氏で登録し、さらに旧氏でも登録が可能だというふうになれば、1人で複数の印鑑登録ができることになると思います。しかし、印鑑条例の中の第5条第1項では、登録することができる印鑑は1人1個に限るものとするといった規定がございますので、これとの整合性というのか、運用上、旧氏の登録の場合、その運用をどうされていくのか、そのところをお尋ねいたします。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 現行どおり、旧氏の制度が始まった後でも、登録できる印鑑は1人1個となります。

旧氏で登録したい場合は、印鑑条例第12条に基づいて抹消していただき、改めて登録申請をしていただくことになります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 今回、印鑑登録及び証明事務に関する事務において、男女の別を用いないことと、及び旧氏の使用を可能にするものの2点の改正だとは思いますが、現在、岩倉市が使っているコンピューターシステムの改修は必要ないのでしょうか、お尋ねいたします。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 今回、現状のシステム改修は必要となってきます。印鑑登録及び証明において、性別の表記をなくすことについては、今般のシステム更新により、既にパッケージシステムとして組み込まれており、予算の措置は必要ありません。

旧氏の併記に関しましては、システム改修が必要となりますが、現在、電算業者に見積もり依頼しており、総務費、情報管理費の電子システム維持管理事業で当初計上しておりますプログラム修正等業務の予算で対応するか、9月議会に補正予算でお願いしたいと考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情に移ります。

陳情等文書表のとおり陳情が2件、本委員会に送付されております。

まず初めに、陳情第12号「保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

陳情の扱いをいかがいたしましょうか。

◎委員（須藤智子君） 議員各自で勉強していただくということで、聞きおくでいいと思います。

◎委員（黒川 武君） 私も同意見でございますけれど、さらに申し上げれば、第12号につきましては、これも昨年の12月の定例会で、団体は違いますが、同じような趣旨のものが提出されて、その部分を聞きおくということで、議員各自で勉強、調査・研究すると、そんな扱いとなっているということ。

それから第14号についても、これは令和元年の5月17日に公布をされているんですよね。法律改正の一部改正で10月からの適用ということで、まだまだこれからのものであるし、その推移をきちっと見なければいけないということと、やはり我々としても現場がどうなっていくのかと、そういうことをやっぱり注視していく必要があるだろうなあということとともに、やはり我々自身が問題意識を持って、さらに勉強し、調査・研究をしていく必要があると、そういう観点から、私も聞きおくは妥当ではないかなと思います。以上です。

◎委員長（大野慎治君） それでは、陳情第12号と陳情第14号「すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を

求める陳情」については、聞きおくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしということでございますので、各委員のほうでさらに勉強していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、当委員会に付託されました議案等は全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

継続審査事項について、御意見、御提案はございますでしょうか。

ございませんか。

◎委員（黒川 武君） ちょっと委員長にお聞きしますけれど、この本委員会において、6月定例会閉会後の継続審査についてどうするかといったこととございますが、私としては、ちょっと今回の一般質問とも絡む話で少し恐縮ではありますが、コミュニティ・スクールについて、やはり調査・研究をする時期ではなかろうかなと。余り時期を失しますと、どんどん教育改革のほうがおくれていってしまうという懸念を持っておりますので、できましたら当委員会で調査・研究すべきテーマとして上げていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） それでは、お諮りします。

コミュニティ・スクールについて、継続審査事項にすることに御異議はございませんでしょうか。

◎委員（須藤智子君） それだけじゃない、ほかにもありますけど。

◎委員長（大野慎治君） ほかに、今御提案いただければ。

◎委員（須藤智子君） ああ、それに追加するということね。

◎委員長（大野慎治君） 追加しますし、委員会で決定しないと継続審査事項になりませんので、まだ追加で申し出がある場合は、本日はちょっと一旦散会して、もう一回皆さんから御提案をいただくという形になって、6月定例会中にもう一度厚生・文教常任委員会を開催しなければなりません、よろしいですか。

◎委員（須藤智子君） はい、よろしいです。

◎委員長（大野慎治君） お時間をいただいたほうがよろしいですか。

◎委員（須藤智子君） そうですね。

◎委員長（大野慎治君） わかりました。

それでは、継続審査事項については、この6月定例会中にもう一度常任委

員会を開催して皆さんで決定していきたいと思います。

以上で、厚生・文教常任委員会を散会いたします。日程のほうはまた皆さんと御協議させていただいて決定させていただきたいと思いますので、継続審査事項の申し出のほうは、皆さんから御提案をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。